

会 議 録

| 名 称 | | 第 1 回市川市下水道事業審議会 |
|---|----------------|--|
| 議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 ・ 非 公開の別 ※非公開の場合は 公文書公開条例第 8 条の項号を記載 する | | 1 新委員紹介・市職員紹介 (公開) 2 報告事項 (1) 江戸川左岸流域下水道事業の概要について (公開) (2) 市川市下水道中期ビジョンについて (公開) (3) 市川市下水道BCPについて (公開) 3 下水道使用料について (公開) 4 その他 (公開) |
| 開催日時場所 | | 平成 26 年 7 月 17 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 10 分 市川市役所 3 階 第 2 委員会室 |
| 出 席 者 | 委 員 | 金子委員、出口委員、高橋委員、石井委員、吉田委員、阿部委員、 塚越委員、坂野委員、佐藤委員、知久委員、鶴田委員、新井委員 |
| | 事 務 局 (所管課) | 河川・下水道管理課 |
| | 関 係 課 等 | 河川・下水道計画課、河川・下水道管理課、河川・下水道整備課 |
| 傍 聴 区 分 | | 可 (1 人) ・ 不可 |
| 会 議 の 概 要 | | ※詳細別紙 |
| 配 布 資 料 | | 《配布資料》 ・ 審議会資料 1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について ・ 審議会資料 2 市川市下水道中期ビジョン ・ 審議会資料 3 市川市下水道業務継続計画 ・ 審議会資料 4 下水道使用料について ・ 審議会資料 5 第 1 表 歳入歳出予算(特別会計) 《参考資料》 ・ 市川市下水道事業審議会条例 ・ 市川市下水道事業審議会員名簿 ・ 広報いちかわ(平成 25 年 4 月 6 日号) |
| 特 記 事 項 | | |

様式第 6 号別紙

第 1 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 26 年 7 月 17 日（木）午後 2 時 00 分～午後 4 時 10 分
- 2 場 所：市川市役所 3 階 第 2 委員会室
- 3 出席者：
委 員 金子委員、出口委員、高橋委員、石井委員、吉田委員、阿部委員
塚越委員、坂野委員、佐藤委員、知久委員、鶴田委員、新井委員
市川市 東條等（水と緑の部長）、田村恭通（水と緑の部次長）、宮本豊尚
（水と緑の部次長）、萩原美之（河川・下水道計画課長）、石井隆三
（河川・下水道管理課長）、高久利明（河川・下水道整備課長）他
- 4 議 事：
 - 1 新委員紹介・市職員紹介 （公開）
 - 2 報告事項
 - (1) 江戸川左岸流域下水道事業の概要について （公開）
 - (2) 市川市下水道中期ビジョンについて （公開）
 - (3) 市川市下水道 B C P について （公開）
 - 3 下水道使用料について （公開）
 - 4 その他 （公開）

《配布資料》

- ・ 審議会資料 1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- ・ 審議会資料 2 市川市下水道中期ビジョン
- ・ 審議会資料 3 市川市下水道業務継続計画
- ・ 審議会資料 4 下水道使用料について
- ・ 審議会資料 5 第 1 表 歳入歳出予算（特別会計）

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿
- ・ 広報いちかわ（平成 25 年 4 月 6 日号）

【 午後2時開会 】

出口会長： 皆さん、こんにちは。
ただいまより、平成26年度第1回市川市下水道事業審議会を開催させていただきます。時間もおしておりますので、早速本題に入らせていただきます。どうぞ本日は、よろしく願い申し上げます。
それでは、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。
まず次第2、「新委員の紹介について」「市職員の紹介について」事務局よりお願いいたします。

1 新委員紹介・市職員紹介

事務局： 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。
ございます。

私は、河川下水道管理課、林でございます。

梅宮でございます。本日はよろしく願いいたします。

はじめに、本審議会の開催につきましては、下水道事業審議会条例第7条第2項により、半数以上の委員の方がご出席されていますので成立していることをご報告いたします。

それから、本日、清水委員、宮本委員、石井委員、杉浦委員の4名が所用のため欠席との連絡がございました。また、高橋委員につきましては少し遅れる旨の連絡をいただいております。

それでは、次第2、新委員の紹介をさせていただきます。

4月の人事異動に伴い、新しく委員となりました、千葉県江戸川下水道事務所長 中村和男委員でございます。

中村委員： 4月1日より江戸川事務所長になりました中村でございます。よろしく願いいたします。

事務局： 同じく、千葉県下水道公社常務理事 岡村晴哉委員でございます。

岡村委員： 下水道公社の岡村と申します。よろしく願いいたします。

事務局： よろしく願いいたします。

市川市におきましても、4月1日付けで人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。

河川・下水道計画課 課長の萩原でございます。

萩原課長： 萩原です。よろしく願いします。

事務局： 河川・下水道管理課 課長の石井でございます。

石井課長： 石井です。よろしく願いします。

事務局： 河川・下水道整備課 課長の高久でございます。

高久課長： 高久です。よろしくお願ひいたします。

事務局： よろしくお願ひいたします。

なお、本日の審議会につきましては、お配りいたしました資料の会議次第にしたがいまして進めてまいりたいと思います。

それでは、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・ 審議会資料1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- ・ 審議会資料2 市川市下水道計中期ビジョン
- ・ 審議会資料3 市川市下水道業務継続計画
- ・ 審議会資料4 下水道使用料について
- ・ 審議会資料5 平成26年度下水道事業特別会計予算総括表(追加)

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿
- ・ 広報いちかわ(平成26年4月5日・予算号)
- ・ 「江戸川左岸流域下水道」

事務局： 続きます、会議の進め方についてご説明いたします。

まず初めに、会議の公開についてでございますが、市が主催いたします審議会等につきましては、「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」に基づきまして原則公開となっております。したがって、本審議会につきましても公開することといたしまして傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは出口会長、お願ひいたします。

出口会長： 傍聴の方が1名いらっしゃいますので誘導をお願ひいたします。

傍聴人誘導

それから、現在、市川市下水道事業について委託しております、株式会社 日水コンの担当者2名を同席させたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

日水コン誘導

事務局： ただいま、高橋委員がお見えになりましたのでご報告いたします。

2 報告事項

(1)江戸川左岸流域下水道事業の概要について

- 出口会長： 事務局ありがとうございました。
それでは、引き続き次第に従って進めてまいります。
まず次第3、報告事項ということでございまして(1)江戸川左岸流域下水道事業の概要について、それから、事前に本審議会委員よりご質問のありました、県と市の予算につきましても併せまして、江戸川下水道事務所長 中村委員よりご説明お願いいたします。
- 中村所長： 千葉県江戸川下水道事務所の中村でございます。
皆様方には、日頃から江戸川左岸流域下水道事業につきまして、ご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
私からは、審議会資料1の江戸川左岸流域下水道のパンフレットを使いまして、概要についてご説明させていただきたいと思っております。
まず1点目として、流域下水道の概要について、2点目として、江戸川左岸流域下水道事業のあらまし、最後に、今年度予定しています事業の概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。
はじめに、パンフレットをご覧ください。こちらは見開きになっておりまして、開いたところに流域下水道とは、ということと事業のあらましがあります。その後ろに、江戸川左岸流域下水道計画の全体図がございます。これを開いて頂きたいと思っております。
流域下水道の事業の概要ですが、2つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めまして、終末処理場で浄化して公共用水域に放流するものでございます。ここにありますように、根幹的施設と我々は言いますが、幹線管渠と終末処理場につきまして、県が主体となって建設及び維持管理を行い、流域関連市については、パンフレットにあります黄色く着色している部分、野田市から浦安市までですが、各市が行政区内の下水を排除するための管渠などを建設し、流域下水道の幹線に接続して維持管理を行うこととなります。
次に、事業のあらましをご覧くださいのですが、江戸川左岸流域下水道の管内区域につきましては、先程説明しましたが、上流は野田市から下流部は浦安市に至る、柏、流山、松戸、鎌ヶ谷、船橋、

市川市の8市となっています。各市につきましては、昭和40年代以降、急激に市街化が進んでまいりましたことから、公衆衛生の向上や公共用水域の水質の維持・達成に貢献することを目的といたしまして、市街地から発生する汚水を排除するために、昭和48年に都市計画決定及び下水道事業の認可を受けて事業に着手しました。その後、昭和56年4月に江戸川第二終末処理場を一部供用開始し、流域関連市7市から流入する汚水量の増加に合わせまして、順次、水処理および汚泥処理施設を建設して現在に至っております。

次に、流域下水道事業の建設にかかる負担割合ですが、これにつきましては県と流域関連市8市で協議いたしまして、国の社会資本整備総合交付金を除いた額を県が2分の1、流域関連市が2分の1負担することになっております。例えて言いますと、全体の工事費が100とすると、国が社会資本整備総合交付金として全体工事費の50を補助、残りの50につきまして、県が2分の1の25、残りの25につきましては流域関連8市で負担割合を決めていただいて負担しているという状況になります。この流域関連市の負担割合は、基本的には全体計画の汚水流量比を基に流域関連市で建設費を負担することになっております。

次に、平成24年度末の整備状況につきましては、江戸川左岸流域下水道の概要のとおり処理面積が10,338ha、処理人口につきましては、108万485人になっております。処理水量ですが、江戸川第二終末処理場で概ね、1日平均約34万m³を処理している状況です。管渠延長は記載のとおりでございます。排水方式につきましては分流式で汚水だけを処理することになっております。現状の処理方式はこのパンフレットの中の見開きにあります。沈砂池・ポンプ棟から放流ポンプ場が終末処理場であり、標準活性汚泥法という処理方法で処理しています。なお、江戸川第二終末処理場は、一部、東系列が窒素・リンを取り除く高度処理になっております。

次に、整備状況につきまして審議会資料をご覧ください。ご説明させていただきたいと思っております。審議会資料1の1ページ目をご覧ください。先ほど説明しましたが平成25年度末の進捗状況ということで、総事業費が全体として3,820億、それに対して2,996億円を支出しております。管渠につきましては、全体計画として115.5km、それに対して88.5kmが整備済となっております。

パンフレットの全体計画というところに戻りますけれども、幹線

管渠11幹線ございます。その中で松戸幹線、市川幹線につきましては現在、整備を進めている状況です。松戸幹線につきましては東京外郭環状道路を占用させていただき、市川幹線につきましても、市川市の都市計画道路事業と調整を図りながら整備を進めている状況です。一部、江戸川幹線ということで、江戸川幹線が約600m、江戸川第一終末処理場の整備に合わせて建設することになりますが、現在、詳細設計を進めている状況でございます。

次に、今年度予定しております事業の概要について、2ページをご覧ください。総事業費は63億800万円で、内訳としましては、国の交付金対象事業費が57億1,900万円、県の単独事業費が5億8,900万円となっております。管渠につきましては先ほども説明しましたとおり継続事業としまして、松戸幹線4工区、市川幹線2工区の計6工区で整備を進めている状況となっております。幹線管渠は基本的には東京外郭環状道路などの供用前に整備を完了するように進めております。

新規工事は、市川幹線、真間川横断ゲートの設置、市川幹線の人孔築造工事を予定しております。継続工事といたしまして、江戸川第二終末処理場の重力濃縮槽汚泥掻寄機7号機の更新、新たに今年度ですがNo.2低段污水ポンプ機械設備更新工事と水処理第2系列2/2汚泥掻寄機長寿命化対策工事を進める予定でございます。これにつきましては、国の予算の関係がございますので多少内容的には変わってくるかもしれないですけど、ご理解をいただきたいと思っております。

また、江戸川左岸流域下水道の場合には、汚水処理を第二終末処理場と江戸川第一終末処理場の2箇所で行いますが、江戸川第一終末処理場につきましては、皆さんご存知の行徳富士を含む一体で整備することになりますが、これにつきましては3ページをご覧ください。平成18年から用地買収を進めてきておりまして、当初の供用開始に必要な施設を整備するため、公共用施設と民有地を含めまして約10ha、このうち民有地につきましては、約7.7ha、うち約6.7haは用地買収済みとなっております、引き続き、残りの1haについて用地買収を進めてまいります。

また、今年度の工事ですが、継続工事といたしまして、主ポンプ棟土木建築工事、水処理第1系列土木工事、第一放流幹線築造工事、水処理第1系列基礎工事を行っており、建設事業に関しましては国

からの交付金の内示などの結果をふまえて進めてまいりますので、理解いただきたいと思えます。

最後になりますけれども、今年の台風26号、10月16日ですけれども、全体計画図にもありますが、市川ポンプ場に大量の雨水が流入しまして機能を停止したため下水道が使用できなくなり、概ね18時間ほど、皆さんになるべく下水道を使わないで頂きたいとお願いしました。主な原因ですけれども、流域関連市ともお話をさせていただいておりますが、当流域の下水処理施設は汚水だけを処理する分流式ですので、そこに大量の雨水が流入しましたので、通常の処理能力ですと約36万m³の処理能力を超えた約68万m³の雨水と汚水が流入したため、管内の水が逆流して使用できない状況になりました。この対策につきましては流域関連市の皆様と協議しておりますが、今後とも皆さんにはご協力をお願いすることがあると思っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後ともよろしく願いいたします。

出口会長： どうもありがとうございました。

ただ今、中村委員よりご説明をいただきましたが何か、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いしたいと思えます。

吉田委員どうぞ。

吉田委員： 江戸川第一終末処理場は、平成18年から工事に入っているということなんですが、完成はいつ頃になるのでしょうか。

出口会長： 中村委員よろしく願いいたします。

中村委員： 平成18年から用地買収を進めておりますが、水処理などの施設につきましては、流域関連市の整備に合わせて段階的に整備していきますので、江戸川第一終末処理場の整備がいつ終わりますかと問われましても、いつまでとお答えできない状況です。

しかし、パンフレットでは計画目標年度が平成36年度となっておりますが、今後の流域関連市の整備に合わせて終末処理場を段階的に整備してまいりますので、平成36年度までには完成しないのではないかと考えております。

出口会長： よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

はい、それでは副会長どうぞ。

金子委員： 1点だけお伺いしたいのですが、今、労務単価が国の方で上がっていますけれども、事業費で国の労務単価が引き上がったことによ

って、事業費の影響はどのようになっているのか、また、今後見直しがあるのかどうかその辺聞かせていただきたい。

中村委員： 全体の事業費が3,820億でございますが、現時点では見直しを考えておりません。しかし、現在発注しているものについては人件費や、資材単価も上がっていますので、県の基準に沿って単価アップの契約変更することになります。

出口会長： よろしいですか？

金子委員： そうすると、現時点では、見直しがされていないけれども、今後見直しがあるということですか。

中村委員： 基本的には、現在、発注中の工事につきまして、資材などの単価アップについて契約の変更をするということでございます。

出口会長： それでは質疑応答はこれぐらいさせていただいて次に移っていきこうと思うのですが、その前に審議会委員より事前にご質問いただいている「市川市下水道事業特別会計 平成26年度予算について」事務局より説明をお願いいたします。

石井課長： 事前にご質問を頂いております件について、ご説明させていただきます。

平成26年度の下水道特別会計予算について、額が大きいので分かりやすく説明してほしいということで、審議会委員より事前にご質問を頂いております。まずお配りしております市川市の平成26年度の予算書の写し、資料5を見ながら説明をしていきたいと思っております。

その前に下水道の特別会計とはということで、下水道事業は地方財政法施行令12条により、公営企業と定められておりまして、その公営企業の会計については地方財政法6条によりまして特別会計を設けその経営に伴う収入を以って経理に充てることとされております。この経理システムを特別会計と解釈していただければと思っております。もう少し分かりやすく申しますと、下水道事業特別会計は公営企業として独立採算を求められており、下水を使用する方々から下水道使用料をいただき、そのお金の一部を運用して事業を行うというようなご理解でよろしいかと思っております。勿論、下水道事業すべての経費をこの下水道使用料で賄っているものではございません。

また、法律ばかりで申し訳ありませんが、下水道法20条の中で、汚水に要する経費の一部は私費負担、雨水に要する経費は公費負担の考えに基づきましてキチンと経費を算定しまして下水道料金を定めているところでございます。

さらに、加えて申しますと、汚水処理に要する経費は、下水道を使用させていただいた方から下水道使用料を充当しておりますが、今申しましたように、雨水排除については行政が主であり、汚水に要する経費は一般会計から予算を組むいわゆるこれが、一般会計からの繰入金というもので、予算書もあとで見ますがそちらの方にも項目がうたわれております。

続きまして、下水道事業の財源の説明を簡単に申し上げますと、下水道は都市施設といたしまして重要な役割をもつことから、国の補助金を受けて整備を行っておりますことはご承知と思います。下水道が整備されますと、生活環境も向上し、土地の資産価値が上昇するということなどから直接的な受益のある整備区域の皆様から受益者負担金というものを頂いております。やはり公共下水道施設は、建設費用もそうですが維持管理していく費用もたくさん必要とされます。先に申しましたが公共下水道の管理費用の一部は下水道使用料、下水道管整備の一部は受益者負担金を活用しているというようなことになっております。

それではここで資料5を見ながら、ご質問の平成26年度下水道事業特別会計の予算の大まかな説明をしたいと思います。

まず、予算には皆さんご存知と思いますが、入ってくる歳入の予算、出て行く歳出の予算、これが基本となっております。どこからお金を出してくるかを示す一覧が歳入、どのようなお金を使っているかの一覧が歳出でございます。

522ページを見ますと、款・項・1から7までありまして、款、1、分担金及び負担金 これは受益者負担金を含むものです。2、使用料及び手数料 3、国庫支出金 これは国からの補助金です。4、繰入金 これが先ほど申しました、一般会計からの繰入金です。5、繰越金 これは前年度からの繰越したお金をちゃんと歳入として表すものとなっております。6、諸収入 受益者負担金の延滞金や水洗便所改装に伴う利息などが入っております。7、市債 下水道事業は非常にコストがかかるものなのでどうしても、国の補助金や市の税金だけでは賄えないと言うことで、借金をするわけですね。わたし達が家を買うときに借りる住宅ローンのようなものでこれを市債と呼んでおります。

続きまして右側ですけど、523ページ、今度は出る方ですね、おもに出るほうは三つに分かれていまして、下水道事業費、公債費、予

備費。下水道事業費これがほとんどメインですが、これは、総務管理費、下水道管理費、下水道築造費この三つに分かれておりまして、数字をみると分かりますが、平成26年度では、下水道築造費がこの中では大きなウェイトを占めております。ただ通年このような金額が出て行くわけではなくて、平成26年度は大和田に大きなポンプ場とか、大きい雨水の幹線を作りましたのでその関係で下水道築造費が非常に大きな金額になっております。通常ですと、ざっくりですが、この半分くらいの築造費になっていると思います。

そして、公債費ですね、借りたお金を当然返さなくてはいけないということになってくるということで、毎年返済しているお金と思っていただければと思います。

最後に予備費ですね、これは緊急事態、この間の台風がございましたけれどもそういったときに使うお金ですね。土のうの作成など緊急のときに使うお金と思っていただければと思います。

予算書の方をみますと歳入合計が153億1,100万円、歳出が153億1,100万円。これが下水道特別会計平成26年度の大まかな説明となります。

よろしいでしょうか。

出口会長：

はい、どうもありがとうございました。

事務局からご説明をちょうだいいたしました、何かご質問などがございましたらお願いしたいと思います。

坂野委員どうぞ。

坂野委員：

この、説明のお願いをしたのは私です。なぜこのお願いをしたかということ、先ほど県から、江戸川左岸流域下水道事業の年度説明がありました、これは、市の下水道審議会なので、市の下水道事業について、今年1年どういうことをするのかということをお尋ねしたかったということです。

それから、下水道事業は特別会計が主体になりますけれども、当然一般会計もありますので、それを含めて大体どれくらいの予算規模で、どういうお金の使われ方をするのかということをお尋ねしたかった。

それから質問ですけれども、雨水は公費負担で、特別会計は独立採算だということですね。大和田ポンプ場は雨水のポンプ場ですが、公費に当たるのですか。また、一般会計の説明がありませんでしたが、一般会計というのはどういう用途で使われているのですか。そ

れから先ほど、江戸川左岸流域下水道事業は市も負担するという話でしたけれども、市の負担金というのはどこから支出されるのかこの三点についてご説明をお願いしたいのですけれども。

出口会長： それでは事務局お願いいたします。

高久課長： 河川・下水道整備課でございます。

最初に大和田ポンプ場の費用についてでございますが、大和田ポンプ場は雨水を排水するためのポンプ場になりますので、公費負担ということになります。ですから、その中には使用料とかそういったものは使用しておりません。

坂野委員： 特別会計というのは独立採算だと伺いましたが、雨水事業に特別会計を使うのですか。

高久課長： 下水道事業関係の特別会計はちょっと特殊なところがありまして、会計全てが、特別会計の中で得た収入、基本的には使用料とかになってしまふんですが、それでまかなうようにはなっていないんです。

それはなぜかという、先ほど説明しましたように下水道事業というのは基本的に汚水と雨水をやらなければいけないことになっておりまして、汚水に関しては使用料でまかなえば良いんですが、雨水に関してはどうしても公費を使わざるを得ない。ですから下水道特別会計というひとつのくくりになっておりますけれども、雨水に関しては、一般会計からお金を繰り入れながら特別会計を運営しているということになります。

出口会長： よろしいでしょうか。

あと二つに関しては事務局いかがでしょうか。

宮本次長： 私のほうからは、一般会計で何に使っているかということでございます。予算書の方で仕分けしてしまっておりますのでこういう風になってきてしまっておりますけれども、下水道費という科目が一般会計の方でございます。具体的にこれには、何が入っているのかということなんですが、その大部分は下水道特別会計が持っている繰出金が占めております。その他のものとしたしまして、浄化槽関係の予算が若干入っているところでございます。

ご参考でございますが、河川費というものが別途ございまして、こちらの方で水路の補修とかしております。

出口会長： よろしいでしょうか。

宮本次長： あと、負担金についても回答いたします。江戸川左岸流域下水道の維持管理の負担金といたしまして17億8,200万円、このくらい、平

成26年度予算計上しているところでございます。

- 坂野委員： それは、この歳出の中のどこに含まれておりますか
- 宮本次長： 下水道事業費の中の下水道管理費というところでございます。
- 坂野委員： あと1点だけお願いいたします。お話を聞くとかなり多額の支出が見込まれているようですけれども、特に大きな事業というところどういったものがありますか。
- 出口会長： 事務局お願いします。
- 高久課長： 河川・下水道整備課です。
- 今年度で大きいのは、先ほど言ったように下水道築造費で、80億ぐらい計上されています。その内訳としては委託料というのがございまして、大和田ポンプ場と、あとはそれにかからむ幹線関係、外環道路と一緒に作っていかねばならない管渠に関してはそれぞれ、大和田ポンプ場で言えば下水道事業団に委託しております。7号幹線と言いましてそこから伸びる幹線は外環道路と一緒に作らなければならないと言うことで、ネクスコ（道路事業者）の方へ道路事業と一緒に委託をしております。そういう関連のお金が、55億ぐらい委託料として計上されております。
- 出口会長： はい、よろしいでしょうか。
- 坂野委員： どこへ委託するかよりも、市民からすると、何に使うのか何が出来るのかが気になる。ここの路線の幹線を整備します、ここのポンプ場をやりますとか、それで大体何十億使うと、そういうことを尋ねたのですが。
- 高久課長： その委託料は何かと言うと、具体的には大和田ポンプ場建設の工事をするための委託料です。そこから伸びる雨水を導くための幹線を工事し、その水を大和田排水機場から江戸川に吐き出すための、樋管を作るための工事の委託料、このあたりに大きなお金を使っているということでございます。
- 出口会長： よろしいでしょうか。
- 坂野委員： ということは、今年の事業は大和田ポンプ場を中心とした雨水関係の整備がメインだということですか。
- 高久課長： はい。
- 出口会長： はいそれでは、宮本次長どうぞ。
- 宮本次長： 先ほどの、負担金の話で若干訂正がありまして、申し訳ありません。維持管理の話で先ほど17億の話をさせてもらいましたけれども、その他建設費の負担金としまして5億円、県のほうに支出している

ところでございます。

- 出口会長： 質問は大体よろしいでしょうか。はいどうぞお願いいたします。
- 阿部委員： 阿部ですけれども、前にもお話をさせていただいたんですけれども今回こうして予算の話が出ましたんでね、前回お聞きしたときには、未収金が1億4千万円ありました。5年間たって回収できなければ1年ごとに雑損で約6,700万円落としていますという回答をもらっているんですけれども、使用料の中にそのお金を含んだ計算になっているのか、それとも回収できないんだからもともと入れないで予算をとっているのか、雑損の場合は雑損で、どこにも成果がのってこないんですよ。市の決算で雑損が中身が何載っているのか分からないんですよ。どこのも載ってこないんですよ。全く明解ではないんで、せっかく予算出してあるんだから、歳出歳入未回収の部分はこういう扱いになっているのか、雑損の部分はどういう扱いになっているのかちょっとその辺を聞かせていただければと思います。
- 出口会長： 事務局お願いします。いかがでしょうか。
- もしもご回答に時間がかかるということでしたら先の方に進めさせていただきます。そしてこの審議会が終わるまでにご回答をいただければと思いますが。間に合わなければ宿題ということで、阿部委員よろしいでしょうか。
- 阿部委員： はい分かりました。
- 出口会長： その他、何かございましたら、いかがでしょうか。
- 坂野委員： 質問ではなくてお願いなんですけど、1年間の予算は、基本事項なので、今回は私のお願いで用意していただきましたけれども、第1回の審議会ของときは必ずこういった資料をつけて説明していただきたいと思います。

(2) 市川市下水道中期ビジョンについて

- 出口会長： ご依頼事項、1点ございました。その他、特にはよろしいでしょうか。
- それでは次第に戻らせていただいて、(2)市川市下水道中期ビジョンについての報告と、併せまして、審議会委員より事前に質問のありましたことについて、事務局よりご説明をお願いいたします。
- 萩原課長： 河川・下水道計画課長の萩原です。よろしく申し上げます。
- お手元の審議会資料2をお願いします。

報告事項(2)の「市川市下水道中期ビジョン」についてであります。

初めに、策定の背景、経過等をご説明いたします。恐れ入りますが1ページをお願いいたします。このビジョンは、本市の下水道が果たす役割、具体的に申しますと、「街の衛生とくらしを守る」「浸水から街を守る」「身近な環境を守る」ですが、この役割につきまして、中長期的な展望を持ち、健全で持続性のある下水道経営のもと、様々な課題に対して、平成37年度までの12年間で重点的に取り組む施策を示したものでございます。

このビジョンの策定が求められる背景、意義等につきましましては、昨年7月12日開催の本審議会でご説明したとおり、平成22年から始まりました人口減少や人口構成の変化により、財政的な厳しさが増す一方で、下水道の普及推進、浸水対策、初期に整備された施設の老朽化対策など様々な施策を実行しなければなりません。そして、これらの施策をいかにして健全経営の中で進めていくかということが求められております。

また、これらの施策を全て集中的に行うことは、財政的、人的等の面から出来ませんので、施策の優先順位や整備地域の優先順位を明確にする必要がございます。このようなことから、昨年度、計画課、整備課、管理課の下水道3課に、実効性のある計画の観点から、財政部門もメンバーに加えた作業部会を立ち上げまして、策定作業を進めてまいりました。更には、地域ニーズの反映の観点などから、昨年の12月7日から1ヶ月間、パブリックコメントを実施するとともに、本審議会の委員の皆様にも中期ビジョンの案をお送りさせていただいて、ご意見をいただいたところでありまして、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

パブリックコメントでございますが、9名の方から49件のご意見を頂きまして、内容を確認させていただきまして、一部、案の修正を行ったところでございます。(案の修正6件・今後の参考21件・盛込済8件・質問及び案に対する意見でないもの14件)例えば、市の下水道の基礎情報を掲載するとわかりやすいとのご意見もいただきましたので、本編4ページからの第2章「市川市下水道の概要」9ページからの第3章「市川市の下水道の現状と課題」を盛り込んだところでございます。

また、対象期間を12年間とした根拠・理由を記す必要があるとの

ご意見をいただきましたので、29 ページのとおり、本市の上位計画であります、I&I プラン 21 の整合を図るため、計画期間は平成 26 年度から平成 37 年度までの 12 年間とした、記述を加えております。

このような経過等を踏まえ、成案として本年 3 月末にとりまとめたところでございます。

次に、本ビジョンの概要をご説明いたします。

最初のページの前に、インデックスがございます。大きく、6 つの章から構成しております。第 1 章では本ビジョンの策定の背景、第 2 章では本市の公共下水道の概要、第 3 章では現状と課題、第 4 章では本ビジョンの体系、第 5 章では各施策の内容と数値目標、第 6 章では本ビジョンのロードマップとなっております。

そこで、現在、本市の下水道事業の現状と課題でございます。おそれいりますが 27 ページをお願いいたします。27 ページは現状と課題を 1 ページにまとめたものでございます。取組施策が左側に 7 項目、主な課題として 14 項目挙げさせていただいております。まず浸水対策では、浸水に脆弱な地域における施設整備の促進と局地的な大雨など今までの想定を超えるような豪雨への対応、地震対策では、施設の耐震化の促進と被災時における備えの充実・公共用水域の水質保全対策では、下水道や合併処理浄化槽の計画的な普及促進など 14 の課題があげられます。これらの課題を解決するために、28 ページになりますが、三つの基本方針、一つ目は安心な暮らしを支える下水道・二つ目は快適な暮らしにつなげる下水道・三つ目は未来に生きる下水道と、これにぶら下がるような形で 9 つの施策、安心な暮らしを支える下水道の基本方針の下には、浸水対策・地震対策・老朽化対策。基本方針の 2 の快適な暮らしにつなげる下水道の下には、未普及対策・公共用水域保全対策・水循環再生。最後の 3 番目未来に生きる下水道の基本方針の下には、経営基盤の構築・管理の最適化・効率的なビジョンの進捗管理を設定しているところでございます。

恐れ入りますが 32 ページをお願いいたします。32 ページからは、それぞれの施策の実行メニューと事業項目並びにその事業項目の数値目標を明示したところでございます。

恐れ入りますが、40 ページをお願いいたします。40 ページは、それぞれの事業項目ごとに、平成 32 年度までの前期 7 年間、ピンクで塗らせていただいております。この前期 7 年間、その後の 5 年間を後

期とする具体のスケジュール、7年5年でどういう風に進めていくかを示してございます。それと平成32年度末と平成37年度末の目標値を定めております。

なお、この数値目標でございますが、本ビジョンで掲げる目標、「安心して快適な下水道の礎を築く」の実現に向けて、全ての施策をバランスよく実施する必要がございます。そこで、長期に亘って取り組むべき施策や短期間で集中的に取り組むべき施策について、事業量や財政的な見通しを立てたうえで、12年間で達成すべき目標値を設定したところでございます。

概要は以上のとおりでございます。既に、本年4月16日に市のHP上で本ビジョンを公開させていただいております。5月の下旬には下水道3課の職員を対象とした説明会を実施したところでございます。今後、下水道3課で事業進捗を確認し、毎年度、進捗状況を公表するとともに、前半7年間で進捗状況の評価を行いまして、必要な見直しを実施してまいりたいと思います。

最後に、策定の効果についてであります。所管課としましては、ビジョンを策定した効果は、大きく4つあると考えております。

一つ目は今後12年間で本市の下水道事業において実現すべきものが明確となったこと、二つ目は職員にとって担当する業務の位置づけや目標が明確になったこと、三つ目は限られた資源、具体的に申しますと、ヒト・モノ・カネを効率的に活用することが可能となったこと、そして、四つ目は市民にとっても、本市の下水道事業の置かれている状況や今後の重点的な事業内容が明確になり、進捗状況もわかるようになったことがあげられます。

「下水道中期ビジョン」の説明は以上でございますが、事前に委員から質問を頂いております、「12年間にかかる費用について」お答えいたします。

本ビジョンは先ほどご説明しましたとおり、中期的な施策の方向や整備目標を示すものであることから、本編には掲載しておりません。しかしながら、財政上、記載してある実行メニューを確かなものにするうえで、一定の条件設定のもと長期的にどのような傾向となるかを把握するために、財政的な見通しを立てております。

この財政的な見通しでございますが、今後の社会経済情勢の変化などにより、想定どおりとはならない場合もございます。

あくまで参考値でございますが、このビジョン、前期の7年間で

約 450 億円、後期の 5 年間で約 300 億円、総額約 750 億円を見込んでおります。また、その内訳としまして、「浸水対策」におけるポンプ場及び関連管渠が総額の約 30%の約 245 億円、「未普及対策」における下水道整備が総額の約 60%の約 450 億円となっております。説明は以上でございます。

- 出口会長： どうもありがとうございました。
- ただ今、事務局よりご説明がございましたが何かご意見ご質問などございましたらよろしくお願いたします。坂野委員どうぞ。
- 坂野委員： ご説明、ありがとうございました。
- この費用について事前質問したのは私なんですけれども、先ほどご説明の総額 750 億円は、工事にかかる費用として理解してよろしいのでしょうか。
- 出口会長： はい、事務局お願いたします。
- 萩原課長： これにつきましては、工事にかかるいろいろな費用として捉えていただければと思います。
- 坂野委員： 中期ビジョンは管理のことなど色々なことが網羅的に書かれていますが、全ての費用がここに計上されているのではないと思います。全ての費用が計上されていれば、これよりもっと膨らむと思いますが、維持管理費や人件費は別と考えてよろしいでしょうか。
- 出口会長： 事務局お願いたします。
- 萩原課長： 今回のビジョンのロードマップのとおり、浸水対策・地震対策・老朽化対策・下水道未普及対策等、これにかかわる事業費、工事費として使われていると。通常管理費についてはまた別途費用がかかるということでございます。
- 出口会長： よろしいでしょうか。はい坂野委員どうぞ。
- 坂野委員： ということは、先ほど、歳出の資料 5 がありましたけれども、この中の下水道築造費に係わる費用という風に考えてよろしいんですか。
- 出口会長： はい事務局お願いたします。
- 萩原課長： はいそういった考えで結構でございます。
- 坂野委員： あと 1 点お願いたします。
- 出口会長： はいどうぞ。
- 坂野委員： こういう中期ビジョンができたことは、非常に市民にとってもわかり易くていい事だと思うんですけども、細かくこの資料を見ていくと、この表は一体何を意味して何を伝えようとしているのか、

良く分からないものが散見されます。こういった細かい部分は、今後改善されていくものなのではないでしょうか。

出口会長： ちょっと、ご質問が抽象的ですので、具体的にどのあたりの表がま
ずかったのか、その辺のところを。

坂野委員： はい、例えば8ページですけれども、雨水に関する計画というところ
で、表と図はあるんですけれども、おそらくこの表と図を見て市民は何
を理解すればいいのか、多分ほとんど分からない。雨水に関する資料と
して、もう少し良い表とか図があるように思います。細かく見ていくと
たくさんありそうなので、そういったところをブラッシュアップしてい
くと、より完成度の高いものになると思います。

それからもう一点、この8ページで私が気になっているのは雨水計画の
「50 mm対応」ですけれども、これは昭和40年代に計画されたもので、
その後、都市化が進んで50 mmの対応では間に合わないところというの
が多々出てきていると聞いています。東京都区では確か75 mmに見直
して計画を進めていると思いますが、市川市においても今後見直しがさ
れるのかどうかお聞きしたいと思います。

出口会長： 事務局、お願いします。

萩原課長： はいお答えします。まずブラッシュアップするかどうかということ
でございまして、先ほどもちょっとご説明しましたように1年間で進捗
状況等を確認してまいりますので、当然のようにそのときのこの中身が
表記の仕方が分かりにくいということがありましたら、定期的にブラッ
シュアップしまして、ご理解いただきながら、それにつきましては対応
して参りたいと思っております。

次の、都内では75 mm対応しているんじゃないかのご質問だと思
いますけれども、中々50 mmで対応できないのが市川市の現実でござ
いますけれども私の方とすれば50 mm対応できるように全力を尽く
してまいりたいと考えております。以上でございます。

出口会長： よろしいでしょうか。

それでは阿部委員おねがいたします。

阿部委員： 前回の審議会でわたしが質問したのは、今と同じように50 mm
対応ではなくて80 mm対応はどうですか。検討できませんかという
話をさせていただきました。その時市川市は、まだ30 mmもある、
当然50 mmを先にやっていくのが基本だというような話でしたけれど
も、先だって気象庁が珍しく面白い発表をしました。一昨年、昨年
の雨の

状況はどうか。日本全国では2.5倍増えています。東京都は何と6.5倍だそうです。これに対して該当する、県、市は改めて1時間に80mmを検討するという自治体が動き出しました。市川市は昨年50mmが優先だと、もう、ただその上の話を進めているんですけども市川市はまだ30mmがあるから30mmが基本でやって、50mmに合わせるのが基本で遂行していくのか、それとも5年に一度じゃなくて毎年毎年増えているんですね。この大雨が。それをどういう計画で今後していくのか、回答をお願いしたいんですけど。

出口会長： 事務局をお願いします。

萩原課長： 50mmの整備が進まないというのは、色々、財政的な問題もございます。私どもとすれば、当面の目標は50mm対応できるように整備を進めていきたいと考えているところでございます。75,80の話も存じております。そういった中で50mmの整備を当面進めていきたいと考えております。施設整備だけではなくて、総合治水の考え方でソフト対策、浸透とか貯留とかそういったことも含めまして、これから研究して引き続き対応して参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

(3) 市川市下水道 BCP について

出口会長： よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

特によろしいようでしたら、審議会次の(3)市川市下水道BCPについてというところに進めさせていただきます。また併せまして審議会委員より事前に質問を頂いております件につきましてもご説明をお願いいたします。

萩原課長： 引き続き、河川・下水道計画課の萩原です。

お手元に配布させていただいた、審議会資料3、「市川市下水道業務継続計画(BCP)」こちらの資料をよろしくお願いたします。

表紙をめくって頂きますとスライドが上下にございます。右下に番号がふってありまして、このスライドの番号に沿いまして説明したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

はじめに「スライド1」でございます。先ほどの中期ビジョンと同様に、昨年7月12日開催の本審議会でご説明しましたとおり、「市川市下水道業務継続計画(BCP)」は、本市の地域防災計画に基づく「市川市業務継続計画(自治体BCP)」の策定に併せた下水道に関する

る具体的な対応を定めた個別計画でございます。

下水道はご案内のとおり、生活に必要不可欠な施設でございます。「スライド2」のとおり、職員、庁舎、ライフライン等の制約を考慮したうえで、災害発生時にも業務を中断させない、たとえ中断しても可能なかぎり短い時間で業務を再開するために必要な対応策を定めた計画でございます。本年3月末に取りまとめたところでございます。

なお、この計画は先ほどご報告しました「中期ビジョン」における地震対策の事業項目の一つでもあります。この計画の策定にあたりましては、部内で「作業部会」を立ち上げまして、国土交通省から出ております「下水道BCP策定マニュアル」などを参考にしまして、恐れ入りますが、1ページめくっていただいて「スライド3」の策定フローに沿いまして、想定地震これは東京湾北部を震源域とする地震 マグニチュード7.3 震源の深さ20km、この想定地震による被害想定、優先実施業務の選定及び目標時間の設定から、大きく三つの計画、非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画を策定したところでございます。

また、この三つの計画は定期的な点検、評価が必要でありますことから、PDCAサイクルによる見直しを行いまして、防災対応力と実効性を向上させてまいります。各々の内容を簡潔に申し上げます。「スライド4」では、下水道に関する業務120業務のうち、非常時においても継続させるべき業務、言い換えますと非常時の優先業務ですが、60業務を選定し、この60の業務の専門性を考慮して、5つのグループ、この表の左側にあります、本部G・下水道汚水G・終末処理場G・雨水排水G・排水機場Gに分けるとともに、右側の端になりましけれども、社会的影響を踏まえまして3時間以内、24時間以内といった業務開始の目標時間を設定しましたところでございます。

なお、業務の目標開始時間、3時間以内とか24時間以内とかについては、自治体BCPと同様であります。

次に1ページめくっていただきまして「スライド5」をお願いいたします。先ほど大きく三つの計画ということでご説明させていただきましたけれども、まず一つ目、非常時対応計画でございます。この計画では、グループごとに勤務時間内と休日夜間の二つのケースで、非常時の優先実施業務の業務量の算定、作業量、班編成等を設定し、

災害の発生からの時間経過ごとの必要人数を算出し、対応手順と対応職員数を見える化したところがございます。このスライドでは下水道（汚水）G の休日夜間の場合を示しております、対応職員の人数不足が明らかになったところがございます。

なお、この点につきましては、自治体 BCP においても大きな課題でございます。その対応としましては、「市内居住者の増加」や「災害時応援協定」によって不足人員を確保していきたいと考えておりますが、併せて非常時の業務量を減らすことも重要であるため、後ほどご説明いたします事前対策計画に位置づけされております「耐震対策」や「必要資機材の確保」を進めてまいります。

次に「スライド6」でございます。円滑な調査、応急復旧活を行うため、グループごとに具体的な行動手順を示すマニュアル、様式等を作成したところがございます。

1 ページめくっていただいて、次に「スライド7」をお願いいたします。事前対策計画でございます。事前対策計画では、非常時の対応能力の向上につなげるため、非常時対応計画の策定段階で抽出された課題、例えば支援体制の確保や実施体制強化などの課題について、確実に実行されるような短期的、中長期的に取り組むべき事前対策の項目を明らかにしたところがございます。

例えば、実施体制の強化といった課題では、短期的に取り組むべき対策としましては、緊急調査の効率化、中長期的に情報端末システムの構築があげられます。

なお、短期と中長期の分けでございます。短期は概ね5年以内の実施すべき対策ですから、平成30年度以内、中長期とは概ね6年以上にわたって対策を講じるべきものであって、その内10年以内、平成36年度以内を中期、それを越える、平成37年度以降を越えるものを長期として考えております。

次に「スライド8」でございます。三つ目の計画の最後でございます。訓練、維持改善計画でございます。発災後の対応手順の確実な実行と下水道 BCP の定着化及び職員の意識向上等から、訓練名称、訓練内容と定期的に点検する項目を明確にしております。

なお、去る5月5日に発生した地震、千代田区で震度5弱・本市は震度3。この地震の後、下水道管渠に破損がないか緊急点検の訓練を実施したところがございます。

スライドの説明は以上でございますが、「市川市下水道業務継続

計画」は災害時の基本的な行動を示すとともに、災害対応に関する課題や対策を示したものでございます。

私どもはこの計画策定が本格的なスタートラインに立ったレベルと考えておまして、この計画が如何に実効性をもったものにするかが重要であると捉えております。

そこで、更なる実効性向上のため、部内職員 19 名から構成される「下水道 BCP 推進部会」を立上げ、既に 2 回、部会を開催しております。引き続き、職員の意識向上や計画の定着化に向けた職員研修、また、災害対応力向上に向けた訓練の実施など、計画の実行力を高めるとともに、計画の進捗管理やレベルアップを図ってまいります。

「下水道業務継続計画（BCP）」の説明は以上でございますが、中期ビジョンと同様に事前に委員からご質問を頂いております、災害への備えとして、ソフト面ではなくてハード面（総合地震対策）に関することについて、お答えします。

本市の下水道施設におけるハード面の地震対策として「耐震対策」と「液状化対策」が考えられます。しかしながら、500 k m以上に及ぶ本市の管渠について、全ての対策を講じていくのは困難でありますので、様々な視点から管渠の重要度を評価したうえで、対策の優先度を設定し、効果的かつ効率的に実施していくことが有効であると考えております。このようなことから、先ほど説明しました下水道中期ビジョンの施策の「地震対策」の実行メニューに位置付けております「下水道総合地震対策計画」について、その策定に着手したところでございます。

今後、どの管渠を重要幹線として位置付けし、どのような対策を、どのような行程で実施していくかにつきましては、この計画の策定で明らかにしてまいります。

説明は、以上でございます。

出口会長：

ありがとうございました。

ただ今いただきました質問に対して何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

坂野委員どうぞ。

坂野委員：

事前質問しました坂野です。

災害の対応というのは、ソフトとハード二つの項目が必要だと思うのですが、BCP はその中のソフト面を補っているということですか。

ね。で、ハード面はどうなっているかというのと、今下水道総合地震対策計画の中で、管渠対策を検討するということですが、汚水処理場や、ポンプ場、あと水害対策とかなども並行して進められているんでしょうか。

出口会長： はい、事務局いかがでしょうか。

萩原課長： 管渠のみならず市が管理している、処理場、ポンプ場につきましても耐震化が必要なものであればそれは当然耐震化していかなければなりませんので、この計画の中で検討を進めて参ります。以上でございます。

出口会長： はいよろしいでしょうか。坂野委員どうぞ。

坂野委員： 私この下水道総合地震対策計画の仕様書を見る機会がありまして、それを見たところその仕様書の中には管渠に対する検討は入っていたんですけども、確かマンホールとか汚水処理場とかポンプ場は仕様書の中に入ってなかったの、それをちょっと聞いたんですけども。あと水害についても心配なのでそれについてもどうなのかお尋ねしたい。

出口会長： 事務局、よろしいでしょうか。

萩原課長： マンホールについては、当然浮上防止ということでそれは検討項目の中にございます、津波の関係もありまして、マンホール自体加減水圧の関係で浮上するという問題もございますのでそれについては検討して参りたいと思っております。あと2点目の水害といいますと、例えばどういったことでしょうか。こちらからの質問というのも申し訳ございませんが。

坂野委員： わたしも明確に問題が分かっているわけではないんですけども、災害は大きく分けて地震と水害があると思います。そういう意味で水害についての対策もあっておかしくないのではと思ってお尋ねしました。それから今のご回答ですと汚水処理場とかポンプ場についての説明がなかったんですけどもこれについてはどうなっているんでしょうか。

出口会長： 事務局お願いします。

萩原課長： ポンプ場につきましては、菅野ポンプ場と真間ポンプ場、処理場につきましては菅野処理場、これについては老朽化という問題もございますのでそういった中で耐震対策といった目指すべきところ、下水道の地震対策という目的もありますのでその中で対応していくことで、このロードマップの中にも掲載させていただいております。

次に、水害なんですけれども、わたくしどもの所掌ではないもので、市の中には水防基本計画がございます。その中で対応という事になります。千葉県の専門検討委員会では、東京湾の湾口部分、入口の部分ですね、外洋に出るところに、そこに10mの津波が来たときに、本市では東京湾の平均水位2m以上の津波が来るという検討結果もあります。この結果を受けまして臨海部の一部では50cm未満の浸水が予測されているということになっております。千葉県で護岸整備が進められていることとか適切な水門操作を行うことを考慮しますと市街地での被害は殆どないのではないかとということで、本計画の中では津波は考慮していないということでございます。

以上でございます。

出口会長： 坂野委員どうぞ。

坂野委員： 水害というのは50mm確立だと対応が出来ない大雨による洪水に対して、何か全体計画があるのかどうかの質問だったんですけれども。それと先ほどの説明ですと汚水処理場、ポンプ場の計画も今策定中の地震策定計画の中に含めて検討しているといった理解でよろしいでしょうか。

出口会長： 事務局、どうぞ。

萩原課長： 1点目については今確認しますのでお待ちください。2点目につきましては、河川・下水道管理課で長寿命計画ということで処理場とポンプ場の長寿命化対策を進めているところでございます。

1点目についてはお時間ください。手元に資料がありませんので。

出口会長： では1点目はお待ちいただくとしまして、ほかに何かありますでしょうか。中村委員どうぞ。

中村委員： 平成23年3月11日の東日本大震災のときに習志野市の管渠が液状化で破損して処理場まで汚水を送れない状況がありましたが、習志野市の場合、雨水管を使って川に流し、川の中を仕切って簡易処理を設置して、処理後の上水だけを放流した事例もあります。

流域下水道の場合は幹線管渠が深いことから管渠の液状化による破損は想定していませんが、我々も終末処理場が破損した場合の基本的な対応を策定しており、終末処理場で汚水を汲み上げて沈殿させてその上水を流す簡易処理について、総合地震対策に位置づけています。色々な事例もあるので、総合地震対策の参考となると思います。

坂野委員： 管渠、マンホールの強度の強化だけで終わってしまうとちょっと

足りない部分があるんじゃないかと思います。ですから今中村委員がおっしゃったことを含めて検討していただけるとありがたいです。

出口会長： 事務局どうぞ。

萩原課長： そういったこともふまえて考えていきたいと。それと先ほどの水防の関係なんですけれども時間降雨の対応ということでよろしいんでしょうか。当面の目標としては、時間 50 mmの対応で進めていきたい。75 mmとか 80 mmとか現段階ではそういった計画は持ち合わせていないということでございます。以上でございます。

出口会長： はいよろしいでしょうか。金子委員どうぞ。

金子委員： この部分で言った方がいいのかどうか分かりませんがマンホールの清掃作業で委託業者が 1 人亡くなりましたよね。議会でも問題になって、この作業が労働法違反の作業が行われた、こういう重大な問題を、下水道審議会ですべて最初に報告があるのかと思ったんですけれどもね、ないので最後に報告するんであればそれはそれで結構なんですけれども、この災害時の問題だけでなくこれから下水道増築していく上でも、この作業員の安全、それから労働環境をしっかり守ってもらうとかそういうことがないと大変なことになるわけで、その辺のところちょっと議会で質問があって、なんか進展があれば議会の答弁を含めて、大まかなことでも良いですから、また今後のこういう安全対策をさらに関係業者に徹底していくと、こういう作業中の重大事故が起きたわけですから、この時点でのマニュアルなんかもどう考えているのか伺います。

出口会長： 事務局どうぞ。作業中の重大事故について、そういうことに対してどういった計画をお持ちか。

高久課長： この件について最初ご説明しなくて申し訳なかったと思っていますけれども、本日予定されている議題がありますのでそちらを先に進めていただいて最後、その他のところで事故に関してのご報告をさせていただくということで予定をしていたところでございます。それでよろしいでしょうか。

出口会長： はい、その他何か、ご意見とかありますでしょうか。

阿部委員よろしくおねがいします。

阿部委員： 阿部ですけど、ちょっと簡単な質問。平常時は皆さん職場で働いていますから、人集めが楽だと思えるんですけれども休日、祭日、聞くところによると市川市の職員は 3 分の 1 が市川市に住んでいない。あと 3 分の 2 は他県にいますと、じゃあ災害のとき人員がそろわないで

すかというと殆ど、僕は不可能だと思っているんですけど、自分も被災者になるわけですから、数字を出していただいたものもありますけれど、これは正しい数字じゃない、そろそろ正しい数字を出していただきたい。

出口会長： 事務局お願いいたします。

萩原課長： 本当に職員が集まるのかと。休日に。下水道に携わる職員に個別にアンケートをとっているんですけども、休日、夜間来ることができるのかということで、普段に通勤経路、どのように通勤するのか、徒歩で1時間かかるのであれば2時間、そういうもので自分の住んでいる居住地からどのくらいの時間がかかるのか、というようなアンケートを実施したところでございます。

具体的に申しますとこのアンケートでは60%の職員が10km圏内、約75%の職員が15km圏内という距離に居住しております。参集につきましては強化していきたいと思っております。以上でございます。

3 下水道使用料について

出口会長： よろしいでしょうか。ご質問ご意見等ございませんでしょうか。それではこのあたりで質疑は閉めさせていただきます。議題4、下水道使用料について事務局よりよろしく申し上げます。

石井課長： お疲れのところ恐縮です。下水道使用料について、今後の見直し等につきまして、本日、株式会社 日水コンより説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

日水コン： それでは、ご説明させていただきます。

本日の内容は、お手元にあります資料の中の、はじめにというところから参考資料1までとしております。なお参考資料2につきましては本文中の用語解説となっております。本文中の用語の右側に番号をふらせてもらっていますので、その番号を元に参考資料2で該当する解説の用語を確認してください。

それでは、1ページ目「はじめに」というところで、背景と目的についてご説明させていただきます。まず下水道事業の役割につきましては降った雨を速やかに川や海に流す雨水排除、あと汚れた水をきれいに処理する汚水処理がでございます。1ページ目の図1で示すように雨水処理につきましては、自然現象であるということから、それに関わる施設の整備費用や維持管理費用の財源について

は公費であります一般会計繰入金、いわゆる営繕費で以ってまかなうとされております。

また汚水については発生者または発生源が明確であることから、財源につきましてはその下水道使用料を負担していただくということでいわゆる私費ということで、雨水公費、汚水私費の原則に基づきまして財政措置がなされております。なお本市では汚水処理に関わる維持管理につきましては、100%下水道使用料でまかなわれておりますが、資本費であります下水道事業を行うために起こしました起債、いわゆる借金の元金とか利息の返金部分につきましては一般会計繰入金で充当させている状況となっております。なお使用料対象経費であります資本費のうち、使用料が充当されている割合のことを資本参入率と呼びまして、これが経費状況を示すひとつの指標となっております。現在市川市の下水道料金ですが建設の初期段階は下水道の経費が著しく高くなるということで過渡的に使用料で対象とする資本費の範囲を減税して使用料を変更して参りました。

1 ページ目の表の 1 に、これまでの改定経緯を載せておりますが平成 15 年度に資本費参入率 50%を目標とした約 12%の値上げを行っております。その後平成 18 年、平成 20 年、平成 23 年と見直しを行って参りましたが経営予測の結果から判断して経営の見通しが良い方向に向かっていることから据え置きというかたちになっております。今年、平成 23 年度から 3 年が経過したため今回平成 27 年度から 29 年度の使用料について検討を行わせていただきます。

図 2 に下水道使用料検討のフローを示しておりますが、まずそのスタートから始まりまして緑で塗りつぶしてあります 1 の料金設定の考え方について、本日ご説明させていただくこととなります。今後フローに合わせて下水道部局で検討されました結果を踏まえて本審議会で検討していただき料金改定する場合は市長への答申、議案を作成し審議会で審議して料金改定という流れになります。一方料金を据置する場合は市長に報告して終わり、また 3 年後に改めて改定について検討してもらおうという流れとなっております。以上が 1 ページ目の説明となっております。

続きまして、2 ページ目から下水道使用料設定の考え方として 4 点ご説明させていただきます。まず 1 点目なんです、下水道使用料に関する法律についてご説明させていただきます。下水道使用料に関する法律については二つございまして、地方財政法第 6 条と下

水道法第 20 条となっております。2 ページ目の箱書きに条文が書かれていますがこれを要約させていただきますと 2 ページの下のごとくでございます 3 点が挙げられます。まず①として、一つ目は下水道事業の経費については、経営に伴う収入、いわゆる下水道使用料を充てる必要があるということ。二つ目は、下水道使用料は、条例を定めることによって使用者から徴収できるということ。三つ目は下水道使用料の設定は、基本原則を遵守して設定しなければならないということになります。明確な使用料体系ということですか公平であるということがここでは述べられております。以上が下水道使用料に関わります法律となっております。

続きまして 3 ページ目、2 点目としまして具体的に下水道使用料の設定の考え方というところで下水道使用料の考え方についてご説明させていただきます。下水道使用料に関する基本的な考え方については、昭和 60 年 7 月に出されました、第 5 次下水道財政研究委員会の提言におきまして次にとおり明らかにされています。その内容につきましては 3 ページの下の方に要約されておりますが、2 点ありまして、一つ目は汚水処理原価について能率的な管理が行われているということ、あと初期段階につきましては原価が高くなる傾向がありますので長期的に収支の均衡を図ることとされております。

そして二つ目なんですけど使用料の対象についてですが、汚水に係る維持管理費は全額使用料の対象とすること。また汚水に係る資本費は全額使用料の対象とすること妥当ではありますが、事情を踏まえ範囲を限定することができるということで汚水処理原価の初期段階は原価が高くなる傾向を受けてになりますけど建設段階においては、使用料が高額になるなどの事情により範囲を限定することになります。なお資本費とは、下水道を整備するときの国庫補助金や一般会計の受益者負担金等を除いた部分を、下水道事業債という起債を起こしましてそれを充てます。その償還、いわゆる借金を返済するのが基本ということになります。以上ここ 3 ページ目の説明となります。

続きまして 4 ページ目、3 点目になりますが、さきほどの提言なんですけど、こちらは昭和 60 年ということで若干時間が経っていますのでその後の先の、国の下水道事業の方針ということで説明させていただきます。現在の下水道使用料における国の方針といたしましては総務省から出されています「今後の下水道財政のあり方に関す

る研究会報告書」に明示されております。これによりますと下水道事業のほか類似事業等ありますが、それらの公共料金の比較であったり大都市での資産の状況から最低 1 m³あたり 150 円を目途に料金設定されております。ちなみに現在の市川市の使用料単価につきましては、4 ページの一番下のところ平成 26 年度の数字を入れさせていただきますが 1 m³あたり 149.63 円ということで概ね 150 円と設定されております。これは国の示す方針と合致しているということが言えるかと思えます。

続きまして 5 ページ目、4 点目は他市における公共下水道事業の経営状況を示しております。平成 24 年度における千葉県内の公共下水道事業を比較したものを表に示しております。表の中には普及率、汚水処理原価、使用料単価、資本費算入率、一般家庭使用料などが示してあります。一般家庭使用料につきましては 1 ヶ月あたり 20 m³を使った場合を想定して算定しております。資本費算入率につきましては使用料単価から維持管理費分をひきましてその残ったものが資本費のうちそれだけのありあいを示すか、そういうところで算定しております。資本費参入率につきましては、100%であれば全てが下水道使用料でまかなわれているということになります。100%を切っている場合は残りは公費いわゆる税金でまかなわれるということになります。市川市の資本費参入率については平成 24 年度末の時点で 82.2%で県内 30 事業中 19 番目に位置しております。また一般家庭使用料につきましては、2,446 円となりまして県内 30 事業あるうち 8 番目に位置しております。なおこれにつきましては県内で 2,000 円を超える事業が 25 事業ありまして他市と比べて差がないといえるのではないかと考えております。なお表中で資本費参入率がマイナスとなっております館山市、旭市は普及率が低いということでマイナスのような状況となっていると思います。また浦安市では震災の影響のためこのような値になっていると思われれます。以上千葉県内での結果をご説明させていただきました。

続きまして 6 ページですが、市川市におけます下水道事業であります。今までの下水道事業につきましてご説明させていただきます。市川市の公共下水道事業は昭和 36 年度に事業着手いたしまして、現在、平成 25 年度までに約 1,404 億円を投資しました。その結果といたしまして、整備済面積が 2,176ha、整備済人口が 329,600 人、普及率が 70.1%となりました。今までに整備した施設は、管路が約

476km、終末処理場が1箇所、ポンプ場が2箇所の資産を有しまして、安定した下水道サービスを市民の皆様に提供するため、365日、24時間体制で稼働している施設の維持管理を行っております。図3は、処理水量と維持管理費の推移を示したグラフです。近年、処理水量は横ばいとなっており、財政上の制約等により維持管理費は平成19年度に減少してから平成23年度まで横ばいとなっておりました。

また、下水道整備の効果といたしまして快適な生活環境と良好な公共用水域水質に寄与してきましたところの一例としまして、図4のところに普及率と真間川の水質の経年変化を示しております。緑色の折れ線グラフが普及率でございまして、青色と水色の折れ線グラフ真間川の水質を示しております。赤は国が定める環境基準となっております。緑色の普及率が上昇するに従いまして青色、水色の水質が下がってきておりました。平成13年には、環境基準値を下回っております。簡単ではありますが、これまでの下水道事業についての説明をさせていただきました。

続いて7ページなんですけど今後の下水道事業についてというところでご説明させていただきます。本市では平成26年3月に先ほどご説明がありました市川市下水道中期ビジョンが策定されております。表3に掲げられている三つの基本方針を実現するために施策を推進していくこととなっております。これらの施策の実施にともなう総事業費は図5に示すとおり公費でまかなう浸水対策の割合が大きくなっておりますが過年度に比べて増加する傾向になっております。今後の下水道事業の施策について説明させていただきました。

最後になりますが、8ページ参考資料1、これは平成23年度、前回の下水道使用料の検討より取りまとめられたところの結果の資料になっております。平成23年度では下水道使用料改定にかかわる平成24年度から平成26年度の3ヵ年を算定期間として下水道使用料の検討を行っております。表にありますように資本費参入率、使用料単価、整備量、維持管理費、これらを検証した結果平成24年度から平成26年度の下水道事業の経営状況は、現状より良化傾向を示していることが把握されました。ただし、普及促進のための投資額増加や老朽化施設の維持管理費の増加と経費の増加が見込まれていることから、平成24年度から平成26年度の下水道使用料は、改定は行わず現状の使用料体系を維持することが妥当と判断されました。本年度におきましても将来の見通しの把握と経営予測を行いまして

下水道使用料につきまして検討させていただきます。

以上で資料の説明は終わらせていただきます。

出口会長：

はいありがとうございました。ただいま下水道の使用料についてさまざまな内容のご説明いただきました。今回のご説明の中身というのは下水道使用料の基本的な考え方と、それから本市における下水道事業の現在の料金の決定における方法というところまででございました。次回に行われる審議会、今回の説明と併せて委員の皆さんにこれでよろしいかというかたちで、おはかりしていくという格好になろうかと思えます。今回ご説明を頂いた基本的な考え方と料金の決定方法に対してご説明をいただいたわけですがけれども、今ご説明いただいた内容で何か委員のみなさまからご質問、あるいはご意見などございましたらよろしく願いいたします。

坂野委員どうぞ。

坂野委員：

見通しとしては、料金を上げざるを得ないという方向に向かいそうなのかどうか、まだその辺の結論は出ていないのでしょうか。

それからもう一点、いま市川市のほうでも水害対策として、雨水流出抑制のためのオンサイト貯留というのが進められていますけれども、この貯留水を利用した場合、下水道料金が課金されるということを知ったことがあります。

例えば私の住んでいるマンションにオンサイト貯留がありますが、その貯留水を池の水に使用した場合に課金されるのではないかとということで、二の足をふんでいるのですが、もしそういった課金があるのであれば、なかなかオンサイト貯留というのも普及していかないような気がしますので、それについて教えていただきたい。よろしく願います。

出口会長：

事務局お願いいたします。

質問が2点ございましたが、市川市の下水道料金がどちらの方向に向かっているのか、その辺いかがでしょうか。

日水コン：

はい、日水コンでございます。1点目の見通しにつきましては今後検討させていただくということになるんですが、先ほどご説明がありました平成26年度の予算ですとか、中期ビジョンの事業とか今のところそういったことについて精査させていただいた上でお答えさせていただきますので、今のところその辺については控えさせていただきますようお願いしております。

以上でございます。

宮本次長： 事務局でございます。2点目の案件でございますが、具体的な状況がよく分からないなというところなんで教えてもらいたいと思うんですが、オンサイト貯留ということであれば、雨水をためてそれを使用するという事なんですよ。基本的にはお金はかからないかと思うんですけども、それはあとで個別に話をさせていただければと思います。

出口会長： はいよろしいでしょうか。

坂野委員どうぞ。

坂野委員： どうしても必要であれば、別に下水道料金を上げるのが必ずしも悪いことではないと私は思っています。これから70%の普及率を上げていこうとするとどうしても整備費がかかってしまうので、上げざるを得ないかと思うんですね。今回上げるかどうかは別の議論として、今後12年間の間に上げざるを得ないかどうかは、すでに見通しとして分かっているのではないですか。別にオブラートにつつむ必要はないのではないかなと思います。

出口会長： よろしいですか。

他いかがでしょうか。はい阿部委員どうぞ。

阿部委員： 昨年、最後の審議会で、消費税が5%から8%に3%上がりますよということで、そのまま3%でスライドとなったときに値上げするということですね。その時にわたしこの話をしたんですね。国が150円だから市川市も150円で、ということではなくて、船橋市も木更津市をみても確かに150円いってるところもありますけれども、一般家庭のかかる料金は市川市より安いですよ。ということは何かもっと工夫があれば上げる必要もないんじゃないか。この次10%の予定ですよ。そうすると2%上がったから2%上乘せしますよじゃ芸がないですよこの間話しましたよね。3%上がったら3%、10%上がったら10%上げるのではなくて、もっと工夫して、149円じゃなくて148円でも147円でも市川市は工夫していますよ、頑張りました、それでもなおかつ足りないんで上げさせてくださいって言うことなら話は分かるんだけど、何でもかんでもお上が決めたら3%上げた、2%上げた、はい、そのままスライドしますって言う考え方じゃどうでしょうか。やっぱり工夫して考えて、少しでも安くして、そして公共料金を少なくしてなおより良い工事をしていただくという考えをもってやっていただけないものではないのでしょうかということです。

出口会長： 事務局何かコメントございますでしょうか。

- 宮本次長： 事務局でございます。
- 税の話と基本料金は本来分けて議論すべきかなと思います。税の話は税の話で、もし消費税の分は上げないでという話になりますと、今度は一般会計からの繰入金が増えてしまいますので、ここは雨水公費、汚水私費の原則が崩れてしまいます。一方使用料はどうかということも十分に議論すべきと思っておりますので引き続き審議をよろしくお願いいたします。
- 出口会長： はいよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。今日はあくまでも基本的な考え方を示すということと、料金に関してのご説明ということでございました。それでこの次、まだ日程は決まっていませんけれどもご審議で決めさせていただく、そういった方向になるかと思っております。
- その他ご質問等ございますでしょうか。
- それでは本日の審議事項はこれで終了させていただきたいと思えます。傍聴人の方はご退席をおねがいたします。
- それから事務局から何かございましたらお願いいたします。
- 宮本次長： 先ほど阿部委員から、ご質問のありました不能欠損の話、それから予算における使用料について、ご質問があったかと思いますがそれについてお答えしようと思えます。
- まず使用料でございますが、不能を見込んだかたちで計上しているところでございます。不能欠損、毎年6千万から7千万処理しているところでございます。自治法によりまして5年間で時効になるということでございますけれども5年間で98.6%以上徴収しているところでございます。なお市の行財政改革第1次アクションプランに記載されておりまして、一生懸命徴収をなささいといわれているところでございます。なお悪質なものは差押等も行っております。
- 簡単ではございますが以上でございます。
- 出口会長： はい阿部委員どうぞ。
- 阿部委員： いま説明で見込み、歳入のほうに使用料の未回収分も入っていますよと、歳出のほうの欠損分はどこに入っているのでしょうか。
- 出口会長： はい事務局いかがでしょうか。
- 宮本次長： 歳出のほうは入っていないということです。
- 阿部委員： 入金は見込みました、欠損は見込んでいない。じゃあ歳入歳出が合わなくなっちゃう。
- 宮本次長： 歳入時にもうすでに欠損を見込んでおります。予測よりは減らし

た額で歳入は見込んでおります。なので歳出のほうにはそれは出てこないというところでございます。

4 その他

出口会長： よろしいですか。
もしもう少し説明が必要であれば審議会が終わったあとに個別にお願いします。

それから4、その他というところで事務局のほうから報告をお願いします。

高久課長： 河川・下水道整備課でございます。

事故の件について、ここでご報告させていただきます。

今回、私どもの発注した工事におきまして、皆様に多大なるご心配をおかけしましたことに対して、この場を借りてお詫び申し上げます。また、今回の事故で1名の方がお亡くなりになられたことに対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今回の事故について説明させていただきます。事故が発生したのは5月28日でございます。事故当日の工事内容としましては、マンホールに内に溜まった水をエンジン付ポンプを使用して排水する作業を行っておりました。このマンホールは深さが6mと深いものであったことから、マンホールの中間部分に、降りた人が休めるような中間スラブというものが設置されておりました。

はじめは、地上にエンジン付ポンプを設置して排水を行おうとしていましたが、マンホール内にホースを下げたところ水面まで届かなかったため、マンホールの中間スラブにエンジン付ポンプを設置して作業を行っておりました。このように、エンジン付ポンプをマンホール内に設置して作業を行うことは、排気ガスが出ますので、行ってはいけない行為です。

ポンプを作動させ、しばらくして作動状況を確認するため、1人の作業員がマンホールの中に入りましたが、気分が悪くなり出てきました。少し休憩を取り、気分が良くなったので再度マンホール内に入ったところ、再び気分が悪くなり外に出ようとしていましたが気を失い、中間スラブに倒れました。

それを地上で見ていた作業員は、別の作業員を呼びに行き、消防局へ連絡しました。連絡後、消防隊が到着するまでの間に、作業員

3名でマンホール内に倒れている作業員を救助しようとマンホール内に入りましたが、気分が悪くなり「これはダメだ」ということで地上に戻りました。

その後、消防隊が到着してマンホール内の作業員は救出され、他の3名の作業員とともに順天堂大学浦安病院に搬送されました。後日、軽症だった3名は退院しましたが、重症の方は6月1日に亡くなられました。

マンホールのような狭い場所にエンジン付のポンプを入れて作動させたための一酸化炭素中毒による死亡事故であり、他の3名についても軽い一酸化中毒でありました。

今回の事故のように、狭い場所でエンジン付ポンプのようなものを使用するという事は、労働安全衛生法で禁止されている行為でありまして、止むを得ず使用する場合は、十分な換気を行うこととなっておりますが、そういうことを怠ったことによって発生した事故であります。

事故後の対応ですが、請負業者を呼んで事情聴取を行い、事故の原因が概ね判明したことから、5月30日になりますが、安全作業を徹底させる目的で市内業者の内、入札参加資格者名簿の土木一式の業者、90社に、水と緑の部長名で安全作業の徹底をするための要請文を送付しております。内容としては、マンホールなどのような狭い場所での内燃機関の使用の禁止、作業員に対する安全教育の徹底についてでございます。またその後、船橋労働基準監督署より改めて事故防止徹底の要請文を受けて、市長名で、市内の建設業者約160社に対して文書を送付しております。

対応としては以上でございます。

金子委員： 市長名で送ったのはいつ。

高久課長： 最初に部長名で送ったのは5月30日でございます。その後労働基準監督署の要請文を受けたのが6月9日で、その後すぐ市長名で送付しております。

出口会長： 痛ましい事故の報告でしたけれども、改めまして、亡くなられた方の冥福をお祈りいたします。

それでは、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： 次回の審議会の日程等につきましては、改めまして連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

金子委員： 大体いつ頃ですか。

事務局： 10月か11月頃を考えております。

出口会長： ほかに何かございますか。

それでは以上をもちまして平成26年度第1回市川市下水道事業審議会を終了させていただきます。

長い時間にわたりましてありがとうございました。

事務局： 出口会長、委員のみなさまありがとうございました。

【 午後4時15分閉会 】